

『震災により設備が滅失してしまったので支援を受けたい』

被災中小企業復興支援リース補助事業

震災に起因する設備の滅失などにより債務を抱えた中小企業者の方を対象として、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助します。

対象となる方

東日本大震災により被災した中小企業者と中小企業者が含まれる組合（一部を除いてほとんどの業種）が対象となります。

支援内容

- 補助率 : リース料総額の10%または3,000万円のいずれか少ない額
- 限度額 : リース物件により異なります
 - ① 100万円以上（リース物件が自動車以外の場合）
 - ② 400万円以下（リース物件が普通自動車（定員5人以下）の場合）
 - ③ 金額の制限なし（リース物件が②以外の自動車の場合）
- 補助対象 : 特定被災区域内（平成28年4月1日以降に締結するリース契約については岩手県、宮城県、福島県の各県全域内に縮小）で利用されるリース物件の契約

※特定被災区域については、<http://www.fukkolease.jp/area.html> にてご確認ください。

※原発事故当時、警戒区域等に事業所を有し、避難を余儀なくされた場合に限り、避難先が特定被災区域外でも対象となります。（平成28年4月1日以降も変更なし。）

※下記の補助金と併用することが可能です。

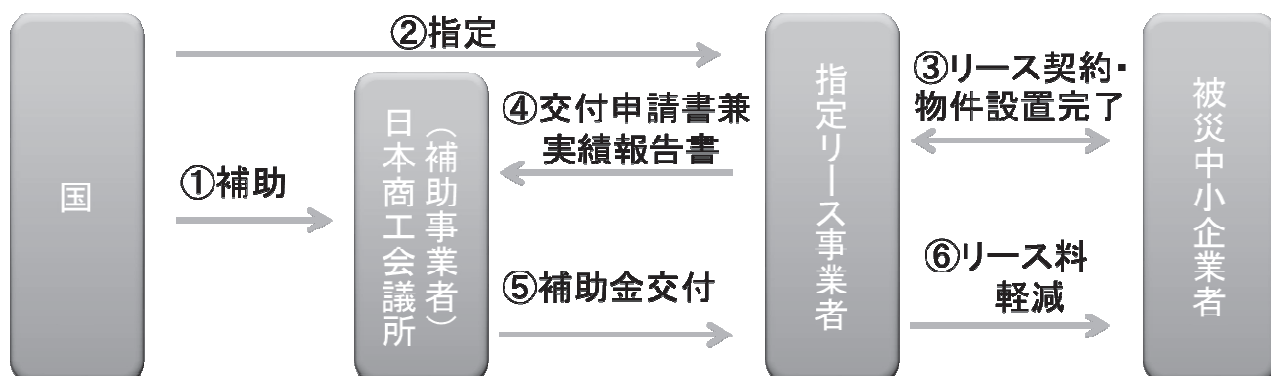
「家庭・事業者向けエコリース促進事業」（環境省）

詳細については、<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/> にてご確認ください。

ご利用方法

- 補助金の申請はリース会社が行いますので、ご利用に当たってはまずリース会社にお問い合わせ下さい。本補助金を申請できるリース会社については、下記ホームページにてご確認ください。

※<http://www.fukkolease.jp/specific.html>



お問い合わせ先

日本商工会議所 中小企業振興部 被災中小企業復興支援リース補助事業担当

電話 : 03-3283-7819 (月～金 (祝日除く) 9:30～12:00、13:00～16:30)

URL : <http://www.fukkolease.jp/>